

機械・電気設備工事請負契約における  
設計変更ガイドライン（案）

令和3年3月改訂

京都府府民環境部建設整備課  
京都府建設交通部水環境対策課

注) 電気・水道・工業用水道及び流域下水道事業で発注する工事のみ対象

# 目次

## 1 設計変更ガイドラインの必要性

- ◆ 施設の機械・電気設備工事の特徴
- ◆ 設計変更の現状と課題
- ◆ 適切な設計変更の必要性
- ◆ ガイドライン策定の目的
- ◆ 発注者・受注者の留意事項
- ◆ 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

## 2 設計変更が不可能なケース

## 3 設計変更が可能なケース

- ◆ 契約書第18条（条件変更等）に該当
- ◆ 契約書第20条（工事の中止）に該当
- ◆ 契約書第21条（受注者からの請求による工期の延長の場合）に該当
- ◆ 契約書第22条（発注者からの請求による工期の短縮の場合）に該当
- ◆ 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

## 4 設計変更手続きフロー

## 5 設計変更に係わる資料の作成

## 6 条件明示について

- ◆ 条件明示
- ◆ 条件明示事項等解説及び開示項目記載例

## 7 関連事項

- ◆ 工事打合簿の記載例
- ◆ 仮設、施工方法における任意の取扱い
- ◆ 承諾図書の協議における設計変更手続き

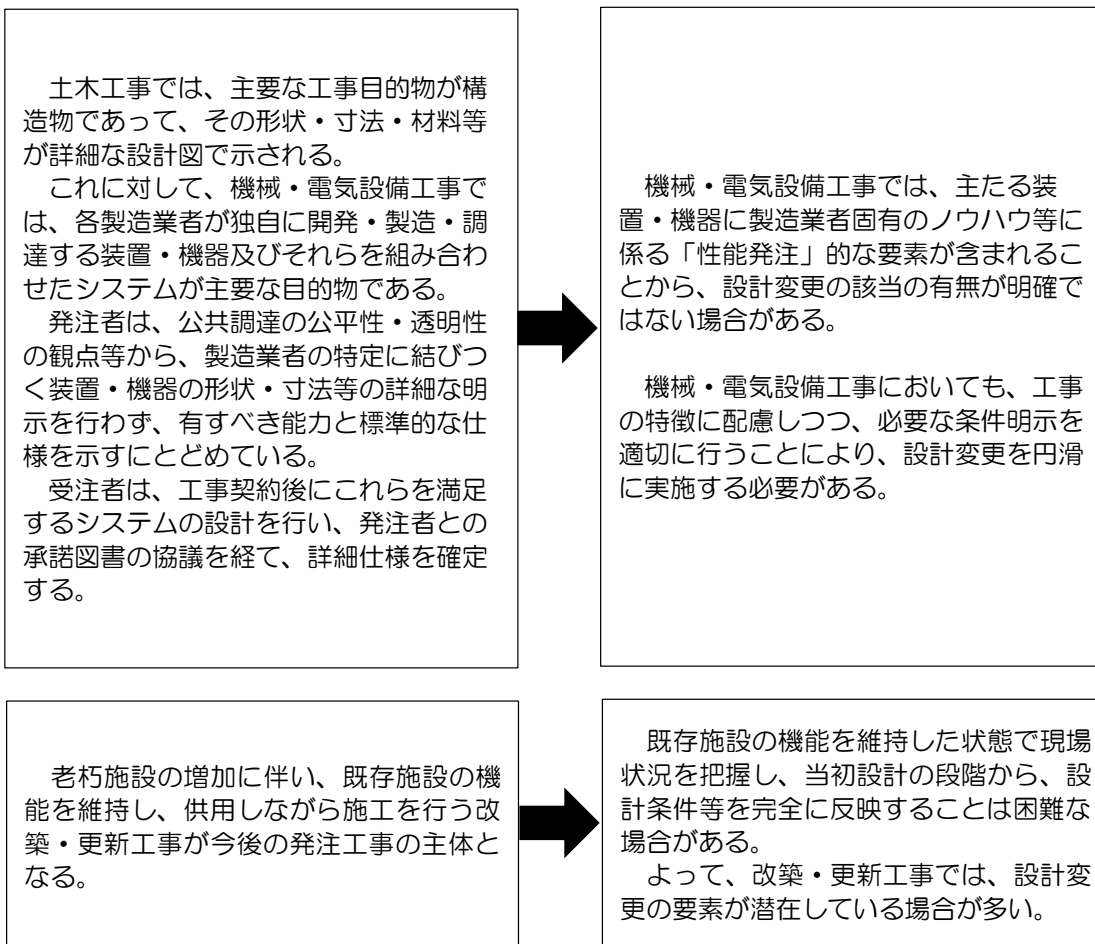
## 8 参考資料

- ◆ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」抜粋
- ◆ 「発注関係事務の運用に関する指針」抜粋
- ◆ 「工事請負契約書」抜粋
- ◆ 「土木工事共通仕様書（案）」抜粋
- ◆ 「京都府工事等競争入札心得」抜粋
- ◆ 工事打合簿様式

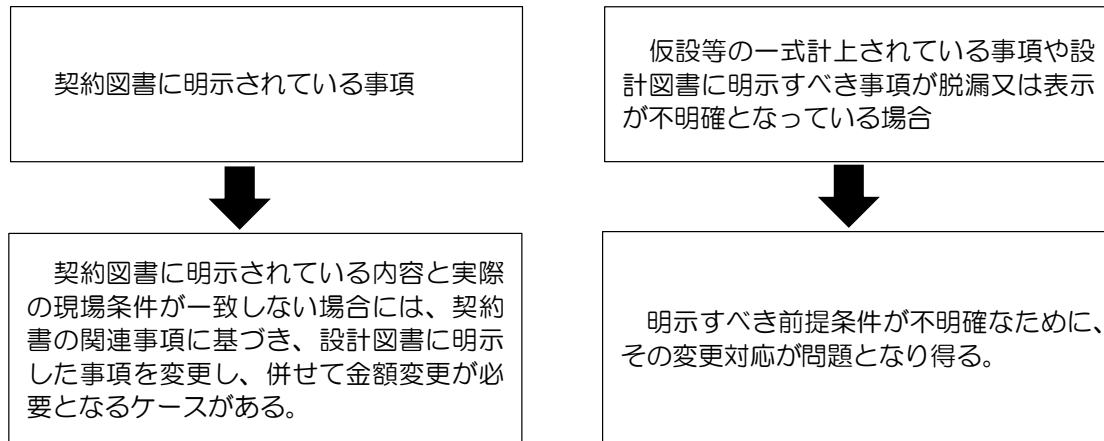
このガイドラインは、京都府が実施する電気・水道・工業用水道及び流域下水道事業で発注する機械・電気設備工事における設計変更を対象としたもので、工事の設計変更が可能な場合・不可能な場合、手続き等について十分理解し、設計変更を円滑に行うことを目的として策定したものである。

## 1 設計変更ガイドラインの必要性

### ◆ 施設の機械・電気設備工事の特徴



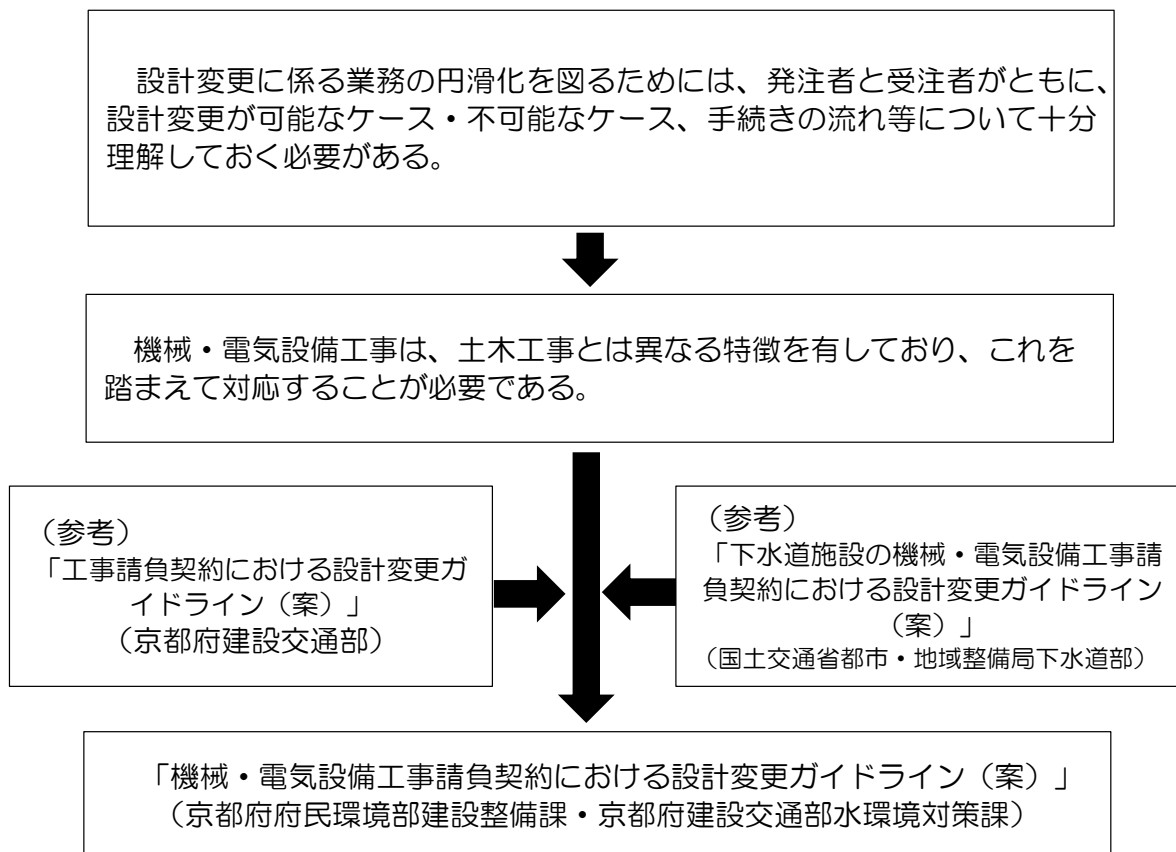
◆ 設計変更の現状と課題



◆ 適切な設計変更の必要性

平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」（改正品確法）の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

◆ ガイドライン策定の目的



◆ 発注者・受注者の留意事項

▽発注者は・・・

○ 設計積算にあたって、各工事において必要となってくる条件明示については、「6 条件明示」を参考に条件明示するよう努めること。

○ 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

「8 参考資料」の『発注関係事務の運用に関する指針』抜粋参照

▽受注者は・・・

○ 工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

◆ 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

○ 契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載する。

## 2 設計変更が不可能なケース

### 【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
3. 「承諾」で施工した場合
4. 工事請負契約書（第18条～24条）、土木工事共通仕様書（案）（1-1-1-16～1-1-1-18）に定められている所定の手続きを経ていない場合
5. 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

※契約書第26条（臨機の措置）については別途考慮する。

※正式な書面によらない事項の場合の事例

例1) 「工事打合簿」等の書面がない場合

承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの。  
→設計変更不可

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの。  
→設計変更可能

### 3 設計変更が可能なケース

#### 【基本的事項】

- ◆ 下記のような場合においては設計変更が可能である。
- 1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要。）
- 2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- 3. 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 4. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
- 5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

#### 【留意事項】

- ◆ 設計変更にあたって、発注者は下記の事項に留意し受注者へ指示する。
- 1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」又は「指示」にあたる。
- 2. 当該工事での変更の必要性を明確にし、設計変更は書面で行う。
- 3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、協議に基づき適切な時期に行うものとする。
- 4. **工事打合簿へ概算金額を記載する。**ただし、以下の事項を条件とする。
  - ① 受注者からの協議における変更の場合は、受発注者協議のうえ、必要と認められた場合に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
  - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を工事打合簿に記載し指示することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
  - ③ **記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。**

#### ■工事打合簿への概算金額の記載方法

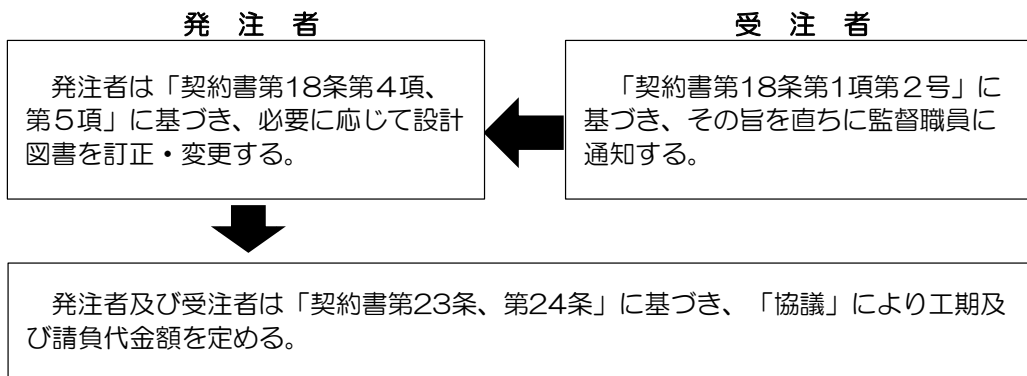
- 設計変更を行う為、契約変更に先だてて指示を行う場合は、工事打合簿にその内容に伴う増減額の概算額（請負代金相当額）を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、受発注者協議のうえ、必要と認められた場合に記載する。
- ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
- また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

1. 発注者からの指示や受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（工事打合簿）にて指示を行う。
2. 工事打合簿には、変更内容による増減額の概算額（請負代金相当額）を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
3. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、必要に応じ記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
4. **増減額の概算額（請負代金相当額）は、50万円単位を基本（100万円以下の場合には10万円単位）とする。（端数切り捨て）**なお、増減額が10万円未満の場合は記載しない。

▽ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 （契約書第18条第1項第2号）

(例)

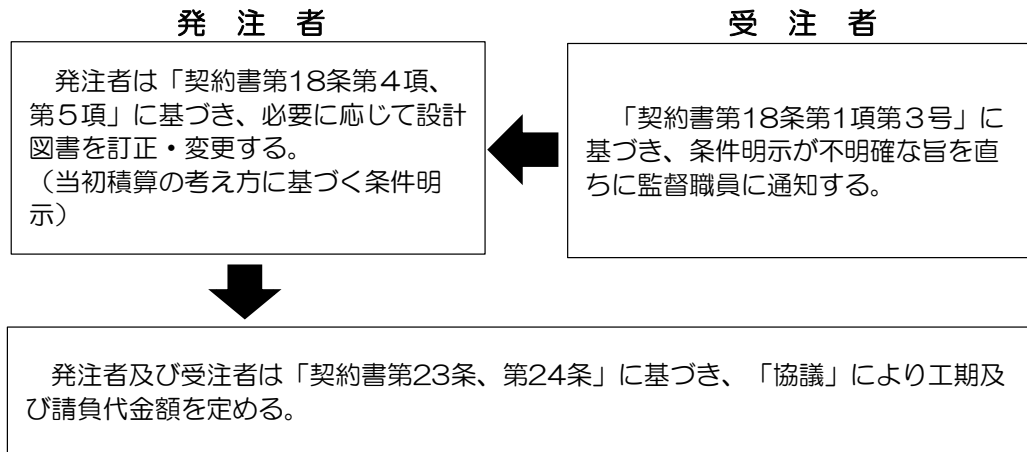
- 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、反応タンク内の堆積汚泥の除去に関する条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、施設停止の可否に関する条件明示がない場合



▽ 設計図書の表示が明確でない場合 （契約書第18条第1項第3号）

(例)

- 洗浄水配管を設けるとの記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、数十メートル先からの配管が必要となる場合
- 配管保温の記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、特別な凍結対策が必要となる場合
- 「必要なもの一式」等の抽象的な記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、想定外の過度の納入が必要となる場合

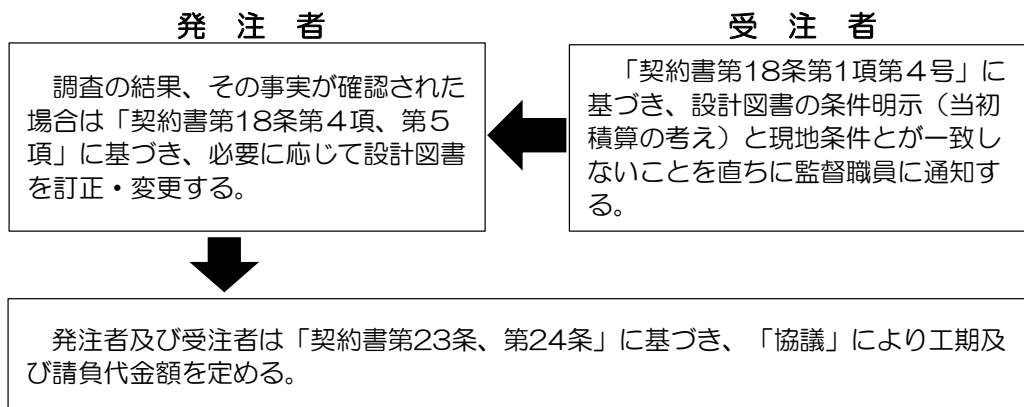




▽ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 (契約書第18条第1項第4号)

(例)

- 設計図書に明示された防食塗装の既設躯体補修の内容が現場条件と一致せず、当初設計を大幅に超える断面修復等が必要となる場合
- 設計図書に明示された施工方法が現地条件と一致せず、別の工事仮設備が必要となる場合
- 設計図書に使用可能と明示された既存設備が実際には使用できず、新たに代替仮設備が必要となる場合
- 設計図書に再利用と明示された部品が実際には老朽化のため使用できず、新たに製作する場合



◆ 工事中止の場合 (契約書第20条)  
(受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合。)

(例)

- 関連する他工事の遅れ等により、現場施工に着手できない場合
- 受注者の責によらない理由(災害、地元調整等)で、現場への機器搬入が困難となった場合
- 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行ができない場合

◆ 受注者からの請求による工期の延長の場合 (契約書第21条)  
(受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。)

(例)

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

◆ 発注者の請求による工期の短縮の場合 (契約書第22条)  
(発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。)

(例)

- 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

- ◆ 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの  
機械・電気設備工事において、受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、以下の事例が想定される。

- ▽ 新たな設計図の作成が必要なもの

- 現地確認の結果、新たに設計図を作成する必要があるもの  
(例：機器の大幅な配置変更、配管・配線ルート等の大幅な計画の変更等を伴い新たな設計図が必要となるもの)

- ▽ 構造計算等が伴うもの

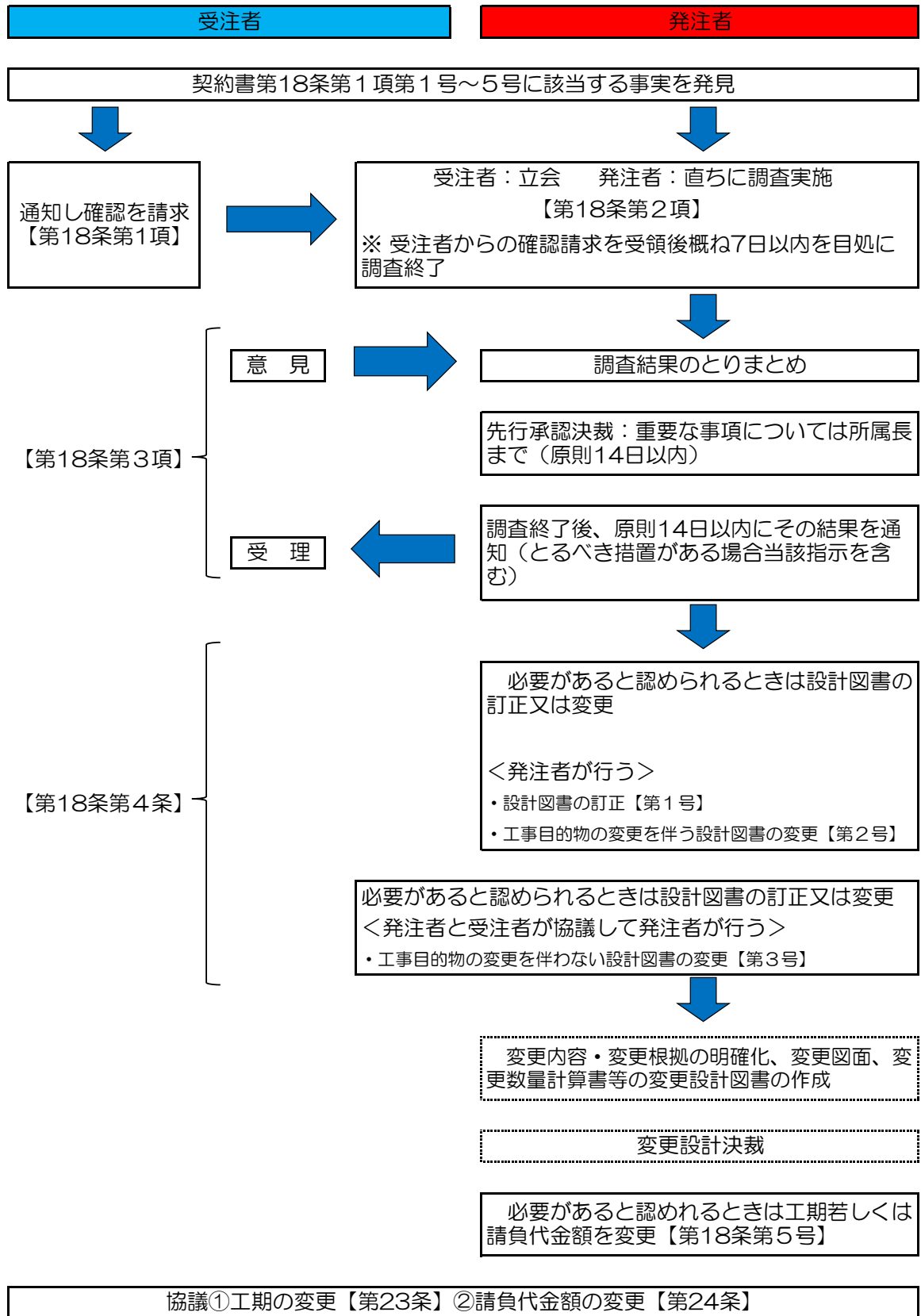
- 既設構造物の新たな開口部設置等に伴う構造計算  
(ただし、受注者の都合、責がある場合を除く。)
- 仕様書に明示されていない現場施工条件の検討  
(例：重建設機械等の支持力に係る地質調査を含む軟弱地盤の対策の検討が必要となるもの)

- ▽ 設計根拠の検討まで必要なもの

- 「設計指針」、「設計要領」等との対比設計
- 設計条件に示された構造物の寸法、形状等の検討
- 設計根拠まで遡る見直し、必要とする公費の算出

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

## 4 設計変更手続きフロー



## 5 設計変更に関わる資料の作成

### ○ 設計変更に関わる資料の作成についての具体的な対応方法

- 1) 設計照査に必要な資料作成  
受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。  
なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。
- 2) 設計変更に必要な資料作成  
「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に依頼する場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

## 6 条件明示について

### ◆ 条件明示（設計図書に記載すべき事項）

○ 施工条件は、契約条件となるものであることから、特記仕様書等の設計図書に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。  
 ○ なお、条件明示等に不足が生じないよう、下記の項目に該当するものについて、記載漏れのないようにする。  
 ○ 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき受発注者が協議できるものとする。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
用地関係	1. 工事前仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合はその内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事前道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事前資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
仮設備関係	1. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 2. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 3. 改築工事等において、設備の処理機能を維持する場合は、その代替仮設備の内容、期間等
建設副産物関係	1. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
既設構造物等関係	1. コンクリート防食工事において既設構造物の腐食の程度が著しく、コンクリート部材の交換や鉄筋の補強等、構造的な補修を行う場合は、断面修復等の内容 2. 工事支障物となる既設建築機械・電気設備等を移設する場合は、その内容 3. 既設構造物のはつり工事がある場合は、その内容
総合試運転関係	1. 相当負荷の内容とその相当負荷の確保に必要な内容 2. 試験、分析、測定の内容
その他	1. 工事前資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 工事前電力等を指定する場合は、その内容 5. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 6. 給水の必要のある場合は、給水箇所・方法等 7. 工事施工槽内等に堆積するし渣、汚砂、汚泥等がある場合は、その数量、処分方法等

◆ 条件明示事項解説及び開示項目記載例

○ 工程関係

1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期

〔解説〕

本工事に近接、又は競合した工事により、本工事工程に影響が出る場合は、その影響について、十分調整を図る必要がある。

「工事請負契約書」の2条（関連工事の調整）では「発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う円滑な施工に協力しなければならない。」とされている。

本工事が先行する工事で他の工事に影響を及ぼす場合は対象箇所の完成期限を、本工事が後発の工事で他の工事より影響を受ける場合は対象箇所及び施工の可能時期を明示する必要がある。

また、他の工事の工事責任者、本工事の発注者と受注者の詳細な打合せを行う必要がある。

明示する項目として、影響すると考えられる他工事名、工期及び他工事の概要などがある。

〔明示項目記載例〕

工事名	概要	予定工期
〇〇建設工事	〇〇施設コンクリート 防食工事	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで

2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法

〔解説〕

施工時期、施工時間及び施工方法が制限される条件としては大きく分けて以下の3つに分類できる。

- ・自然的条件・・・地質、湧水等の状態、降雪、降雨等
- ・社会的条件・・・交通規制、騒音・振動規制、時間的規制（通勤・通学時間等）等
- ・既設運転条件・・・既設施設の停止・切替等

特に、近年では都市部等において社会条件について制限を受ける場合や改築工事等で新たに設置された設備を運転管理者が立上げ後に、既存施設を一部改築するという場合には、その停止・切替時期に制限を受ける場合もある。

明示する項目として、本工事の該当箇所及び施工内容（必要に応じ図面添付）、施工方法、制限される要因（自然条件、社会条件、既設運転条件）、そしてその制限内容（施工時期、施工時間等）などがある。

〔明示項目記載例〕

〔事例1〕

本工事は、複数系列（水路）の改築工事であるが、複数系列（水路）の汚水を全て停止する事はできないため、複数系列の同時施工は避け、1系列ごとに順次施工を行うものとする。

〔事例2〕

本工事は、増設系統を施工後に、既設系統の改造工事を予定しており、その切替に関する条件は、増設系統の一部完成後とし、改造工事の着工開始時期は概ね平成〇〇年〇〇月〇旬頃とする。

## ○ 用地関係

1. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

### 〔解説〕

機械・電気設備工事の施工に当たり、施工資材・機械等の施工ヤード等が必要になる場合もある。これらの用地の有無は施工工程における資材・機械搬入計画及び施工速度に大きく関わる事があるため、この条件を具体的に明示しておく必要がある。

明示する項目として、用地使用目的、使用期間、また、用地を使用する際の条件（借地である場合は使用後の復旧方法、復旧内容等）等がある。

### 〔明示項目記載例〕

#### 〔事例1〕

資材・機械等の仮置場の用地として、必要な面積（〇m<sup>2</sup>程度）を確保し、〇ヶ月程度使用するものとする。

なお、返還時には原形復旧するものとする。

#### 〔事例2〕

資材・機械等の仮置場の用地は、〇ヶ月間程度使用するものとする。

また、その間の借地料は受注者が負担するものとする。

## ○ 公害関係

1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合はその内容

### 〔解説〕

機械・電気設備工事においても騒音、振動等により周囲の第三者に影響を与える場合がある。よって、工事に伴うこれらの公害の発生を防止するように指定することは、工事の実施にあたり、不可欠の要因となっている。

このため、発注当初に施工条件を明確にしておく事が必要である。

明示する項目として、制限を受ける工種、その制限内容（施工方法、建設機器、作業時間及び建設機器等の使用条件）、制限を受ける理由などがある。

### 〔明示項目記載例〕

#### 〔事例1〕

本工事の施工場所は近隣に住宅地があり、地域住民との協議の中で当該施設内の工事は、「〇〇時から〇〇時までの作業とする」との申し合わせがある。このため、当該時間帯を超えて騒音、振動を発生する作業は、行わないものとする。

#### 〔事例2〕

本工事において、騒音を発生する工事（〇〇・△△等を使用する工事）については、低騒音型・低振動型等環境配慮型の建設機械を使用すること。

## 2. 水替・流入防止対策が必要な場合は、その内容、期間

### 〔解説〕

改築工事や増設工事等において、既存施設から作業範囲に汚水や雨水等の流入を防ぐため、仮壁や土嚢を設置したり、配管を切り回したりといった流入防止対策が必要な場合がある。

流入防止対策の概要として明示する項目には、設置場所(図面添付)及び設置期間などがある。

### 〔明示項目記載例〕

#### 〔事例1〕

本工事では、中継マンホール内の作業を含んでおり、作業中の流入水の切り回しを必要とする。流入管より直接流出管へ結ぶ仮設配管の設置を行う。

## ○ 安全対策関係

### 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間

### 〔解説〕

機械・電気設備工事における交通安全対策は、第三者への影響、労働災害防止の観点から、社会的にもきわめて重要である。特殊車両による機資材の搬入や当該場所が重要幹線道路に面しており、特に交通渋滞への配慮が必要と思われる場合等がある。

また、発注者があらかじめ道路管理者・所轄警察署等との事前協議で特に条件としてあげたもの等がある。

明示する項目として、設置施設名(図面添付)、設置場所(必要に応じ図面添付)、設置理由、設置期間、その他協議事項などがある。

### 〔明示項目記載例〕

#### 〔事例1〕

本工事の作業帯(作業範囲)については、交通量の多い道路に面する施工のため、通勤通学時間帯の大型車両の搬入禁止、及び現場への通勤車両の迂回路指示を行う交通整理員等を配置する。

## ○ 仮設備関係

### 1. 改築工事等において、設備の処理機能を維持する場合は、その代替仮設備の内容、期間等

### 〔解説〕

機械・電気設備工事の施工のための仮設備等の設置が必要となる場合がある。そのような仮設備には、工事目的物の完成まで使用するもの、複数の工事で使用されるもの、さらには長期間に亘って利用されるもの等がある。

これらにつき、その所有権の所属、設置・撤去の施工者、在置期間、維持管理条件等を明確にしておく必要がある。

### 〔明示項目記載例〕

#### 〔事例1〕

本処理場分配槽ゲート設備施工に伴い、上流施設の着水井から分水槽ゲート下流部の流出渠間に時間 $0\text{m}^3/\text{分}$ に対応する仮排水設備を設置するものとする。

なお、期間は概ね〇ヶ月間とし、その後速やかに撤去するものとする。

#### 〔事例2〕

監視制御設備工事において、沈砂池設備〇〇装置の本設制御設備が完成するまでは、仮設制御設備(現場操作のための仮設現場操作盤・仮設ケーブルを含む)を代替え設置する。既設設備の運転は、昼夜とも自動運転を基本とし、その主要信号・警報は、当該処理場の管理本館へ通報できるものとする。



○ 建設副産物関係

1. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件  
 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等  
 の処分条件

〔解説〕

機械・電気設備工事において発生する建設副産物（再生資源及び廃棄物）については、技術的に可能なものについて、再生利用の推進を図ることが望ましいが、廃棄物等の処分を必要とする場合は、法令等で多くの規制があるため、特に注意する必要がある。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（平成10年12月改正）第12条3項では「排出事業者は、産業廃棄物を自ら処理しなければならない」とされている。更に、全ての排出業者は、処理業者に廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理表を公布する等、不正投棄対策の強化がなされている。そのため、建設廃棄物等が発生する場合はその処理方法、処理場所等の制限事項を明確にしておく必要がある。

明示する項目として、発生する建設副産物（再生資源及び廃棄物）の種類、処分の際の受入場所（必要に応じ図面添付）、運搬距離、処理方法（再利用の場合はその使用用途）などがある。

〔明示項目記載例〕

〔事例1〕

再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設名称	所在地
木くず、コンクリートがら	(株)〇〇〇〇	〇〇市〇〇1丁目1番

受入れ時間 処分場：8時30分～17時00分

〔事例2〕

本電気設備工事において、撤去する変圧器には、微量PCBが含有しているため、処理場内の指定場所〇〇〇棟保管場所に移設すること。

○ 既設構造物等関係

1. コンクリート防食工事において既設構造物の腐食の程度が著しく、コンクリート部材の交換や鉄筋の補強等、構造的な補修を行う場合は、断面修復等の内容

〔解説〕

機械・電気設備工事において既設コンクリート構造物の防食工事は、発注者の調査及び診断の結果に基づいて、既設の被覆層の状況を把握し、その施設の運転上の諸条件を考慮した施工方法等を明示する必要がある。

明示する項目として、対象施設を運転しながら施工する場合の施設条件、水や汚泥を引き抜いた後のコンクリートの洗浄・清掃（準備工・仮設工）、高圧水洗浄処理あるいは超高圧水処理等の洗浄方法及び腐食深さ（劣化部除去工）、鉄筋腐食の有無、その程度による処理工（鉄筋処理工）防食被覆工法（材料）、等がある。

なお既設コンクリート構造物の防食工事は、設計と実際の工事現場一致しない場合が多く、当初設計を大幅に越える断面修復等が必要となる場合には、設計変更にて柔軟に対応する必要がある。

〔明示項目記載例〕

〔事例1〕

本工事の分配槽ゲート設備施工に伴い、既設コンクリート構造物に防食工事を行う。短管足場工：掛〇〇m<sup>2</sup>、高圧洗浄工：〇〇m<sup>2</sup>、劣化部除去工：〇〇m<sup>2</sup>、断面修復工（〇mm）：〇〇m<sup>2</sup>、防食被覆工（〇種）：天井〇〇m<sup>2</sup>、コンクリート殻（無筋）処分費〇m<sup>3</sup>、（図面参照）を施工するものとする。

**2. 工事支障物となる既設建築機械・電気設備等を移設する場合はその内容**

〔解説〕

既設建築機械・電気設備等で設置されたダクトや照明灯・非常灯等と本工事の設置物が干渉する場合はその内容を明示する必要がある。

明示する項目として、当該工事箇所の換気ダクト、給排水管（トイレ、消防等）、照明灯、非常灯、扉、階段等の配置図と当該工事の設置物施工に伴うそれらの移設図などがある。

〔明示項目記載例〕

〔事例1〕

生物脱臭塔を増設する施工に伴い、既設建屋内の吸気ダクト口○○○mmと生物脱臭塔の点検歩廊が干渉するため、初期対策として設定されたダクト経路から既設吸気ダクトの移設を行う。（撤去移設図参照）

**3. 既設構造物のはつり工事がある場合はその内容**

〔解説〕

改築工事や増設工事において、既設構造物の床・壁に配管を貫通させる、また、開口の新規設置及び拡張等を行う場合がある。

ただし、発注者は実施設計時において開口部等の躯体補強内容等について確認しておく必要がある。

〔明示項目記載例〕

〔事例1〕

基礎工仕様及び施工範囲

No.	名称	設置場所	主寸法	数量	備考
1	配管貫通部 雑用水管 100A	壁 COP+1500	φ250	1	敷設後 モルタル充填 躯体補強不要
2	配管貫通部 脱臭ダクト 200W×200L	壁 COP+2000	300W×300L	1	既設開口利用 SUS板仕舞い

○ 総合試運転関係

**1. 相当負荷の内容とその相当負荷の確保に必要な内容**

〔解説〕

総合試運転は、プラント機能を確認するために、負荷をかけて行うものである。供用開始前の施設は、水処理及び放流ができないので、雨水、処理水、上水及び工業用水等を相当負荷として総合試運転を行うものとする。

## 2. 試験、分析、測定の内容

### 〔解説〕

総合試運転において、流速、酸素供給効率等の性能確認は、第三者機関の評価、製作工場等の実績値等で個別の性能試験に代えることができるが、特に性能確認を行う場合は内容を明示する。

また、ばい煙、悪臭物質、各種水質、脱水ケーキ等の試験、分析、測定を行う場合は、その内容を明示する。

またその実施に伴い、請負者が薬品、仮設工事等を用意する場合は、その数量、内容を明示する。

### 〔明示項目記載例〕

#### 〔事例1〕

試験、分析：a. ばい煙 b. 悪臭物質( ) c. 各種水質( ) d. 脱水ケーキ含水率

分析項目：脱水ケーキ含水率

場 所：脱水機排出部

回 数：3回

## ○ その他

## 10. 工事施工槽内等に堆積するし渣、汚砂、汚泥等がある場合は、その数量、処分方法等

### 〔解説〕

施設の改築においては、その対象となる設備が配置された水路・槽内等に堆積するし渣、汚水や汚泥等を運搬あるいは処分しなければならない場合は、その内容を明示する必要がある。

ただし、堆積するし渣、汚砂や汚泥の数量を適正に把握することが困難若しくは合理的でない場合（設計数量を把握するためだけに、稼働中の水路・槽内等の大量の汚水等を排出する必要が生じる等）は、その旨を明記するものとする。

### 〔明示項目記載例〕

#### 〔事例1〕

本工事において消化タンク内に堆積している汚泥等を排出し、最終処分（場内処分を含む）を行う。

a. 設計汚泥量：○○m<sup>3</sup>程度

b. 最終処分先：○○

## 7 関連事項

- ◆ 工事打合簿の記載例
  - (1) 「指示」の記載例

工 事 打 合 簿											
発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成   年   月   日								
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (   )										
工事名及び 工事番号	○○○○線△△△△工事 ○○29△△第□□□□号の1の1 (受注者:   )										
( 内 容 )											
○○工について、以下のとおり変更指示します。 本指示の内容は、 <u>設計変更の対象とします。</u>											
<table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(変更前)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(変更後)</td> </tr> <tr> <td>○○工 規格</td> <td style="text-align: center;">△△</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">▲▲</td> </tr> </table>					(変更前)		(変更後)	○○工 規格	△△	→	▲▲
	(変更前)		(変更後)								
○○工 規格	△△	→	▲▲								
この内容に伴う増減額の概算額（請負代金相当額）は、約150万円です。 <u>なお、概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。</u>											

工 事 打 合 簿											
発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成   年   月   日								
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (   )										
工事名及び 工事番号	○○○○線△△△△工事 ○○29△△第□□□□号の1の1 (受注者:   )										
( 内 容 )											
○○工について、以下のとおり変更指示します。 本指示の内容は、 <u>設計変更の対象とします。</u>											
<table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(変更前)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(変更後)</td> </tr> <tr> <td>○○工 規格</td> <td style="text-align: center;">△△</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">▲▲</td> </tr> </table>					(変更前)		(変更後)	○○工 規格	△△	→	▲▲
	(変更前)		(変更後)								
○○工 規格	△△	→	▲▲								
この内容に伴う増減額の概算額（請負代金相当額）の算定には時間を要するため、 <u>後日通知します。</u>											

(2) 「協議」の記載例

工 事 打 合 簿				
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
工事名及び 工事番号	〇〇〇〇線△△△△工事 〇〇29△△第□□□□号の1の1 (受注者: )			
( 内 容 )				
〇〇工について、□□により施工困難であるので、添付図面のとおり変更したいので協議します。				
(途中省略)				
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 協議のとおり施工してください。本協議内容は、設計変更の対象とします。 この内容に伴う増減額の概算額(請負代金相当額)は、約80万円です。 <u>なお、概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。</u>		
	平成 年 月 日			
	受 注 者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
				平成 年 月 日

工 事 打 合 簿				
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
工事名及び 工事番号	〇〇〇〇線△△△△工事 〇〇29△△第□□□□号の1の1 (受注者: )			
( 内 容 )				
〇〇工について、□□により施工困難であるので、添付図面のとおり変更したいので協議します。				
(途中省略)				
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 協議のとおり施工してください。本協議内容は設計変更の対象とします。 この内容に伴う増減額の概算額(請負代金相当額)の算定には時間を要するため、後日通知します。		
	平成 年 月 日			
	受 注 者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
				平成 年 月 日

(3) 「承諾」の記載例

工 事 打 合 簿			
発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成    年    月    日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (    )		
工事名及び 工事番号	○○○○線△△△△工事 ○○29△△第□□□□号の1の1 (受注者:    )		
( 内 容 )			
○○工について、添付図面のとおり変更したいので協議します。			
(途中省略)			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (    ) <u>本協議内容は、設計変更の対象としません。</u>	
		平成    年    月    日	
	受 注 者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (    )	
		平成    年    月    日	

- ◆ 仮設、施工方法における任意の取扱い  
 仮設、施工方法における指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ▽ 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ▽ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ▽ ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

- ◆ 承諾図書の協議における設計変更手続き

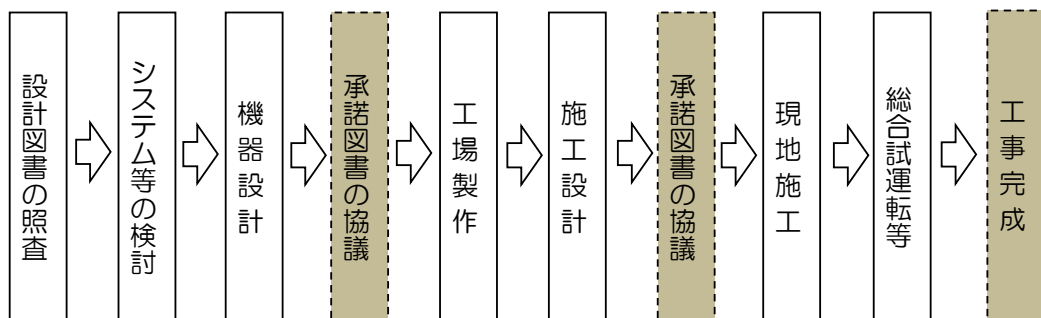
機械・電気設備工事では、設計図書において機器や施工に係る詳細仕様を規定していない場合が多いため、受注者は機器設計製作において「機器設計製作図書」及び施工設計において「施工設計図書」を承諾図書として発注者に提出し、発注者との承諾図書の協議により、詳細仕様を確定する。

その過程において、契約書第18条第1項に該当する設計変更の対象となる事項が判明した場合には、承諾図書の協議と並行し、設計変更に係る協議事項として打合せ簿等の書面による取扱いを行い、速やかに契約書第18条に基づく設計変更に係る手続きを行うことが必要である。

- ▽ 契約後の概略フロー

機械・電気設備工事における契約後の概略フローは下記の通りであり、いずれの作業過程においても、契約書第18条第1項に該当する場合は設計変更の対象となる。

特に施工条件に係る事項（工事仮設備、代替仮設備等）については、設計変更を必要とする場合が多いことから適切な対応が必要である。



## 8 参考資料

### ◆ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」抜粋

#### (基本理念)

- 第三条** 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。
- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。
- 5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

～省略～

#### (発注者の責務)

- 第七条** 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。
- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。



- 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
- 五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
- 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。  
(平二六法五六・旧第六条繰下・一部改正)

◆ 「発注関係事務の運用に関する指針」抜粋

(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

～(省略)～

(2) 工事発注準備段階

(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。1) 自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用を努める。

(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

～(省略)～

(4) 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更(いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項)について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

## ◆ 「工事請負契約書」抜粋

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
    - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの  
発注者が行う。
    - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

- 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの  
発注者と受注者とは協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

## ◆ 「土木工事共通仕様書（案）」 抜粋

### 1-1-1-3 設計図書の照査等

#### 1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販又は公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

#### 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

#### 3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

### 1-1-1-16 工事の一時中止

#### 1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-44臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

#### 2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

#### 3. 基本計画書の作成

前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

### 1-1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、工事請負契約書第1条第3項に規定する契約書及び設計図書に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き設計変更の対象としない。

### 1-1-1-18 工期の変更

#### 1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第42条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

#### 2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

#### 3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必

要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関してを監督職員と協議しなければならない。

#### 4. 工期の延長

受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 5. 工期の短縮

受注者は、契約書第22条第1項により工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

◆ 「京都府工事等競争入札心得」 抜粋

(入札等)

- 第7条 前条第1項に掲げる者(以下「入札者」という。)は、入札に当たっては、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 2 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準等を熟覧の上、入札しなければならない。
- 3 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準、電子入札システムの運用等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 4 入札者は、通常入札の場合については、入札に際し、一般競争入札参加資格確認通知又は入札通知書及び入札書記載金額の工事費内訳書(業務委託内訳書を含む。以下「内訳書」という。)を必ず持参し、これらを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、内訳書の提出を求めることがある。
- 5 入札者は、通常入札の場合については所定の入札用封筒(別記様式2)に入れた入札書(別記様式3)を入札箱に投函し、電子入札の場合については電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書の電子提出(運用基準第2条第1項第3号に規定する「提出」をいう。以下同じ。)を行わなければならない。
- 6 郵送による入札は、入札条件に明示した場合に限り、これを行うことができる。
- 7 入札者は、いったん入札書を入札箱に投函し、若しくは電子提出をし、又は前項で定かんとするところにより郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- 8 通常入札の場合においては、入札者以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。

◆ 工事打合簿(様式)

様式-6

### 工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他( )				
工事名及び 工事番号	(受注者: )				
(内容)					
添付図 葉、その他添付図書					
処理・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他( )			令和 年 月 日
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他( )			令和 年 月 日

			総括 監督員	主任 監督員	現場 代理人	班長 技術者